

## 一九七九年出土の木簡

### 概要

#### はじめに

一九七九年度にも、全国各地から木簡が出土した。木簡学会では、各発掘機関の担当者にお願いして、以下に収録する報告をお寄せいただいた。多忙ななか、原稿・図面・写真等を寄せていただいた関係者各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げる。本号には、編集の都合で、創刊号に収録できなかつた平安京左京内膳町跡・滋賀県畠田廃寺跡（一九七八年度）や埼玉県新倉館跡・広島県安芸国分尼寺伝承地・愛媛県久米窪田Ⅱ遺跡（一九七七年度）をも収めている。

第一表に、各遺跡から出土した木簡の点数を示した。藤原宮跡の八八〇点が群を抜いて多く、平城宮跡（東院園池西南地区出土木簡がほとんど全てで一一〇点）、平城京内遺跡がそれに次ぐ。他には、草戸千軒町遺跡や城山遺跡・金光寺跡などの出土点数が多い。城山遺跡は、創刊号の段階では、遺跡の性格が不明であった。しかし、そ

の後の調査と出土木簡等の内容により、古代地方官衙跡であることがほぼ確定した。

次に、木簡出土の各遺跡を、特に、出土遺構に注目して分類すると、左の如くなる。

古代都城	平城宮跡・平城京内遺跡・藤原宮跡・藤原京条坊関連遺構・長岡京跡
古代地方官衙・城柵	國府遺跡・城山遺跡・鴨遺跡・服部遺跡・下野國府跡・道伝遺跡・払田柵跡
中世館・城郭	木津氏館跡・下津城跡・新倉館跡
中世集落	草戸千軒町遺跡・尾道市街地遺跡・穴太跡
中世寺院	金光寺跡
近世都市	平安京左京内膳町跡
近世城郭	大坂城三の丸遺跡
不明	安芸国分尼寺伝承地

穴太遺跡は、縄文時代から平安時代におよぶ複合遺跡であり、木簡は、近世以降の土層と、それ以前の土層との攪乱を受けた層から出土した。出土遺構に注目した分類であるので、その表記・内容などから中世末の木簡と判断し、中世集落の項に入れてある。

この分類表からみると、古代都城跡からの出土が多いのは勿論であるが、それとともに、古代地方官衙・城柵跡からの出土が多い。

木簡の概念規定はさて置いても、木簡出土遺跡は、古代の都城跡や地方官衙跡出土がその大半を占め、加工状木片・木器・馬形木製品・斎串・陽物・墨書土器・三彩陶器・土馬・銅印・銅錢など、木簡と伴出する遺物にも共通点が多い。

#### 木簡の出土状況と特色

藤原宮跡の第二七次調査は、東面北門を中心とする地域で行われ、

遺跡名	所在地	点数
平城宮跡	奈良市	111
平城京内遺跡	〃	78
藤原宮跡	奈良・橿原市	880
※藤原京条坊関連遺構	〃	1
長岡京跡	京都・向日市	2
平安京左京内膳町跡	京都市	9
国府遺跡	大阪・藤井寺市	5
※大坂城三の丸遺跡	大阪市	6
※木津氏館跡	三重・上野市	1
※下津城跡	愛知・稻沢市	4
※新倉館跡	埼玉・美里村	3
城山遺跡	静岡・可美村	34
※鴨遺跡	滋賀・高島町	5
※服部遺跡	滋賀・守山市	5
※穴太遺跡	滋賀・大津市	1
※畠田廃寺跡	滋賀・愛知川町	1
※下野国府跡	栃木・栃木市	1
※道伝遺跡	山形・川西町	5
払田柵跡	秋田・仙北町	1
草戸千軒町遺跡	広島・福山市	88
尾道市街地遺跡	広島・尾道市	1
※安芸国分尼寺伝承地	広島・東広島市	1
※久米窪田Ⅱ遺跡	愛媛・松山市	12
金光寺跡	福岡・太宰府町	24

1979年出土木簡一覧表 ※木簡新出遺跡

東面大垣の外濠SD一七〇の、自然堆積した第三層と第四層から、七七八点の木簡が出土した。今回出土した木簡は、その記載内容が大宝令制下の時期のものが多く、この傾向は、奈良県教育委員会で行った、宮東北隅のSD一七〇出土木簡にも共通している。ところが、『木簡研究』第三号で報告予定の第二九次調査（一九八〇年四月～七月）では、第二七次調査地のやや南のSD一七〇から、評制

下の荷札木簡が多数出土した。SD一七〇という同一遺構で、しかも自然堆積という状況下にあっても、発掘箇所によつては、時期的に異なつた木簡が出土する例である。今後、木簡の考察に際し、留意すべき例である。内容をみると、官司名が多くみえ、皇太妃宮職や造木画所等は、令制官司にみえない。また、少子部門や建部門など門号を記した木簡、吉備関係の荷札木簡等が注目される。

平城宮東院園池西南地区では、二条条間大路北側溝であるSD五二〇〇から、一一〇点の木簡が出土した。そのうち、和銅七年の年紀をもつものや庸米の荷札木簡が注意される。第四四次調査で、二条条間大路の南側溝SD五七八五が発掘されたが、ここでも和銅六年五月十日の召喚状、和銅七年二月十七日の日付を有する荷札、丹後・備前・備中からの庸米木簡の出土したことが想起される。

宮跡庭園として特別史跡に指定された左京三条二坊六坪において、園池への導水路の部分が調査された（第一一二次）。ここでは、和銅三年の春米木簡、「竹野王」、「北宮」と記す木簡、「侍従」の墨書き器が注目されよう。第九六次調査においても、和銅五年・七年の荷札木簡や「北宮」と記す木簡が出土している。

一九七九年度木簡出土遺構のうち、とりわけ注目されるのは、城山遺跡と鴨遺跡であろう。

伊場遺跡の北西に位置する城山遺跡では、基壇状の整地面の南縁斜面から、多くの遺物とともに、内容豊かな木簡が多数出土してい

る。天平五年の年紀木簡、「論語」・「尚書」と記す木簡、月生木簡、廿二束を単位としたかと思われる稻の書き上げ記録のほか、とりわけ、長大な具注暦木簡が注目される。木簡の機能・用途を考える場合にも、今後、この具注暦木簡の存在は見のがせない。本報告書の公刊が俟たれる。

鴨遺跡では、まず、貞觀十五年の九月十七日から十月七日までの「莉員」を書き上げた、一六六・五cmにもおよぶ長大な木簡が注目される。条里坪付を記し、「加目方田」「庄田」の記載、「広確」など人名の表記もある。頭部下方に小孔があり、柱に掛けてあつたらしい。書体から書き手の分析も可能で、ひいては、この木簡の機能・用途が推測されよう。まことに内容豊かな木簡である。ただ、この木簡では、「莉員」の対象となつた作物が不明である。丸山氏の報告では稻とされ、また、彙報欄で言及した如く、佐藤宗諱氏の補足説明では、刈安草など稻以外の可能性もあることが指摘されている。遠敷郡の木簡も、多くの問題点を投げかける。この木簡は、郷里制下のもので、庸米六斗の記載があり、その内容・書風は平城宮出土木簡に酷似する。ただ、木簡の作りには差異があるようで、木簡の出土状況等を考えあわせて、木簡の年代が考えられねばならないだろう。木簡の年代観の差で、この木簡の用途や機能の解釈に大きな差異が生れる。いずれにしても、若狭国・越前国・近江国・高島郡の地で出土したのであり、その意味は今後の検討に俟たねば

ならない。

他の遺跡の木簡にも、取り上げるべきものは多いが、それは個々の報告にゆずらう。最後に若干の提言をして、締めくくりとしたい。その一は、古代地方官衙に共通していえることだが、墨書土器の出土点数が多いことである。そして、その記載文字には、鴨遺跡と米原報告の柚井遺跡の如く、共通するものもある。墨書土器そのものは、木簡とは異なり、それぞれの遺構の解説には直接的に結びつく例は少ない。しかし、墨書銘文の集成は、木簡の読み取りにも役立つことがあるだろう。墨書土器の銘文集成は、木簡学会の守備範囲

凡例

一、以下の原稿は各木簡出土地の調査機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および积文の記載形式については編集担当の責任において調整した。

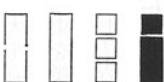
一、原稿の配列順序はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、积文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、积文に加えた符号は次の通りである（六頁第二図参照）。

外であるけれども、各遺跡からの報告に、墨書銘の詳細や写真を添えていただければ、より有意義なものになると思われる。第二は、加工状木片についてである。木簡形状をしているものの、墨痕のないものを、一般に、加工状木片と呼んでいる。文字や墨痕がなくとも、この加工状木片から、木簡の寸法、木取り、木簡の作成過程やその機能についても、考察すべき糸口が多くひそんでいる。墨痕のない加工状木片であっても、それらの紹介や考察は、木簡研究を進めて行く際に、是非とも必要であると考える。

(和田  
萃)



木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。